



夏の交通安全県民運動 運動初日に街頭指導・広報を実施します

要 旨

夏の交通安全県民運動が7月11日（木）～7月20日（土）までの10日間実施されます。今回の運動の重点は、「子どもと高齢者の交通事故防止」、「自転車と二輪車の安全利用の推進」、「飲酒運転等危険運転の根絶」、「交差点の交通事故防止」の4つです。そこで、交通安全の意識を高めることを目的に、運動初日に街頭における交通指導・広報を実施します。

概 要

- 1 日 時 令和6年7月11日（木） 午前7時20分～8時00分（雨天中止）
- 2 場 所 集合場所：沼津駅北口ロータリー
街頭指導・広報：沼津駅北口周辺（別紙配置図参照）
- 3 参加団体 沼津市交通安全対策協議会、沼津地区安全運転管理協会、沼津地区警友会、沼津市自治会交通安全会連合会、沼津市交通指導員会、沼津警察署、静岡県交通安全協会沼津地区支部、沼津プロレス、沼津市
- 4 その他 雨天等により中止する場合がありますので、実施の有無についての確認は下記担当者までお問合せください。

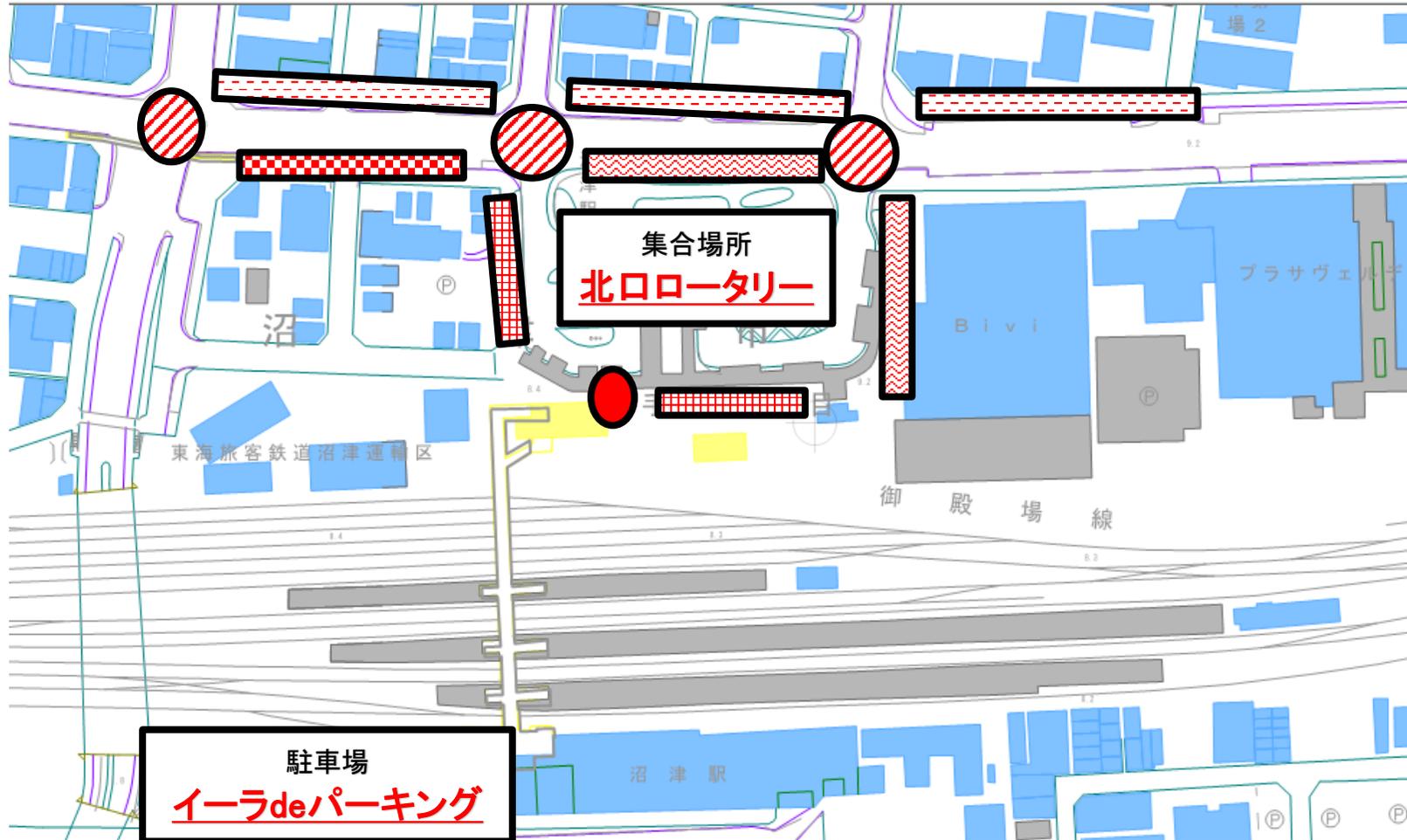
<夏の交通安全運動の様子>



お問い合わせ先

沼津市役所 政策推進部 生活安心課
直通：055-934-4742

令和6年度 夏の交通安全県民運動 初日街頭指導・広報 配置図
イーラde駐車場を利用する方は、必ず集合場所まで駐車券をお持ちください。



- | | |
|--|--|
|  来賓 |  警察・交通安全指導員・交通指導員 |
|  地区委員 |  警友会 |
|  安協 |  安管 |

令和6年 夏の交通安全県民運動実施要綱



《実施期間》 令和6年7月11日（木）から7月20日（土）までの10日間

《目的》 市民一人ひとりが、安全を第一に考え、交通ルールへの遵守と交通マナーの実践に努めることにより、交通事故防止を図ることを目的とする。

《スローガン》 安全をつなげて広げて 事故ゼロへ

- 《運動の重点》
- 1 子どもと高齢者の交通事故防止
 - 2 自転車と二輪車の安全利用の推進
 - 3 飲酒運転等危険運転の根絶
 - 4 交差点の交通事故防止



《統一主要行事》

行事名	実施日	内 容
運動初日広報 街頭指導の日	7月11日 (木)	本運動の開始を広報するとともに、街頭における交通指導等を行い、期間中に行われる各種活動への取組意識を高める。
自転車安全利用 強化の日	7月16日 (火)	「自転車安全利用五則」等を活用した基本的な交通ルールの遵守と自転車乗車用ヘルメット着用に関する広報啓発を推進する。
飲酒運転等 危険運転根絶の日	7月19日 (金)	「飲酒運転をしない・させない」環境づくりを推進するとともに、妨害運転(いわゆる「あおり運転」)を未然に防ぐ「思いやり・ゆずりあい」の気持ちを持った運転の必要性に関する広報啓発を推進する。

沼津市交通安全対策協議会

運動の重点

子どもと高齢者の交通事故防止

- 1 子どもの交通事故防止
 - (1) 子どもが日常的に移動する経路や通学路等における見守り活動等の推進
 - (2) 発達段階や、地域の実情に応じて必要な知識と技能を習得させる交通安全教育の推進
 - (3) 自動車運転者の歩行者保護意識の醸成など、交通安全規範向上の広報啓発活動の推進
- 2 高齢者の交通事故防止
 - (1) 高齢運転者対策
 - ア 高齢者自身が、加齢による身体機能の変化を理解し、運転者として安全な行動を促す交通安全教育の推進
 - イ サポカーの普及啓発とサポカー限定免許制度についての広報啓発の推進
 - ウ 運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報の推進
 - (2) 横断歩行者の安全確保
 - ア 「しずおか・安全横断3つの柱」の実践による横断歩道の適正利用と信号無視等の危険性の周知
 - イ 運転者に対する横断歩道の歩行者等優先義務及び歩行者保護意識を醸成する広報啓発活動の推進

自転車と二輪車の安全利用の推進

- 1 自転車の安全利用の推進
 - (1) 「全ての自転車利用者に対するヘルメット着用努力義務化」の周知及びヘルメットの着用促進
 - (2) 自転車乗車時のヘルメット着用の有用性についての広報啓発の推進
 - (3) 「自転車安全利用五則」等を活用した交通ルール遵守・マナー向上の指導と情報発信の強化
 - (4) 「しずおか・自転車事故防止3つの柱+1（プラスワン）」の周知・実践
 - (5) 自転車の安全性を確保するための定期的な点検整備の促進
 - (6) 「静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の周知活動の推進
 - (7) 自転車と自動車の道路での共存に向けた相互理解の促進
- 2 二輪車の安全利用の推進
 - (1) 体で安定を保ちながら走行し、停止すれば安定性を失うなど、二輪車の特性を踏まえた安全指導の推進
 - (2) 体の露出を抑えた服装の徹底など被害軽減対策の重要性に関する広報啓発活動の推進
 - (3) ヘルメットの着用等基本的な交通ルールを遵守することの重要性についての広報啓発活動の推進

飲酒運転等危険運転の根絶

- 1 飲酒運転の根絶
 - (1) 交通事故被害者等の声を反映した広報活動等による、飲酒運転を絶対に許さない環境づくりの推進
 - (2) 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底
 - (3) 飲酒運転の悪質性・危険性の理解と飲酒運転行為を是正させるための運転者教育の推進
- 2 妨害運転の防止
 - (1) 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の悪質性・危険性の周知と罰則強化の周知徹底
 - (2) 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性等に関する広報啓発の促進
- 3 ながら運転の防止
スマートフォン等を使用しながら車両を運転する危険性と罰則強化の周知徹底

交差点の交通事故防止

- 1 各種広報媒体を利用した啓発活動
- 2 のぼり旗を利用した啓発キャンペーンの実施
- 3 街頭指導・広報による安全確保

沼津市実施計画

実施日	行事名	実施内容	実施団体
7月11日 (木)	運動初日街頭指導・広報	時間：7:20～8:00 場所：沼津駅北口周辺 集合：沼津駅北口ロータリー 内容：本運動の開始を広報すると共に、街頭における交通指導を行い、市民の交通安全に対する意識を高める。	沼津市交通安全対策協議会 交通安全協会沼津地区支部 沼津地区安全運転管理協会 沼津地区警友会 沼津市交通安全地区委員 沼津市交通指導員会 沼津警察署 沼津市 他
7月16日 (火)	早朝街頭指導・広報 「自転車安全利用 強化の日」	時間：7:20～8:00 場所：杉崎町交差点 内容：通学中の小・中学生に対し交通安全指導を、高校生に対し自転車マナーの呼びかけ及び指導を行う。	沼津市交通安全対策協議会 交通安全協会沼津地区支部 沼津市交通安全地区委員 沼津市交通指導員会 沼津警察署 沼津市 他
7月19日 (金)	夕暮時街頭指導・広報 「飲酒運転等 危険運転根絶の日」	時間：17:00～17:40 場所：港大橋東交差点周辺 内容：ドライバーに対し飲酒運転防止、早めのライトオンの啓発をするとともに、歩行者・自転車利用者に自発光式反射材の着用を促す。	沼津市交通安全対策協議会 交通安全協会沼津地区支部 沼津警察署 沼津市 他
運動期間中	沼津市自治会交通安全会連 合会の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性を生かした交通安全運動の実施 ・通学路・危険箇所での交通安全街頭指導 ・各自治会での有線放送等での交通安全広報 ・地域の交通安全施設の点検 	

その他の取り組み

6月～7月	交通安全リーダーと語る会	交通安全リーダー（主に小学6年生）と保護者が、身近な交通についての意見交換を行い、交通安全に関する意識の向上を図る。
6月～7月	自転車の無料点検	夏休み中に、子ども達が自転車の運転をする機会が増えることから、各小中学校において自転車の無料点検を行う。
7月12日 （金）	降園指導（大平幼稚園）	児童及び保護者を対象に、降園時の交通ルールを確認するとともに、駐車場の歩き方等について指導する。
7月18日 （木）	市内保育所における チャイルドシート点検 （霊山保育園）	保育園に乳幼児を送迎する保護者等を対象に、正しくチャイルドシートを使用するよう、点検、指導を行う。